

○鯖江広域衛生施設組合長期継続契約を
することができる契約を定める条例

（平成24年2月22日）
（条例第1号）

この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3および地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づく長期継続契約をすることができる契約に関しては、鯖江市長期継続契約をすることができる契約を定める条例（平成17年鯖江市条例第3号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。